

# 災害時等の動物救護対策に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と、公益社団法人東京都獣医師会（以下「乙」という。）及び公益社団法人東京都獣医師会南多摩支部（以下「丙」という。）は、災害時等における動物救護対策について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、地震、台風等により多摩市内で大規模な災害（以下「自然災害」という。）が発生した場合及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第1項に定める武力攻撃（以下「武力攻撃」という。）が発生した場合における動物救護対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物救護対策 多摩市地域防災計画及び多摩市国民保護計画に基づき甲が実施する動物の保護対策、自然災害又は武力攻撃が発生した場合に乙及び丙（以下「乙等」という。）が実施する動物救護活動その他動物救護に関し甲及び乙等が協力して行う活動をいう。
- (2) 動物 人に飼育されている犬、猫その他の小動物（東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年東京都条例第4号）第10条に規定する特定動物等を除く。）をいう。

## （要請の手続）

第3条 甲は、必要と認めるときは、動物救護対策協力依頼書（第1号様式）により乙又は丙に動物救護対策への協力を要請する。ただし、緊急の場合は、次に掲げる事項を明確にして口頭で協力の要請をし、後日、動物救護対策協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 業務内容
- (3) 日時及び活動場所
- (4) その他必要な事項

(臨時動物保護所の設置)

第4条 甲は、飼い主が不明の動物（以下「飼い主不明動物」という。）を保護し、又は収容するため、必要に応じて臨時動物保護所を設置するものとする。

2 乙等は、前項に規定する臨時動物保護所の設置に関して、甲に助言等を行うものとする。

(乙等の業務)

第5条 乙等は、動物救護対策において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 避難所又は臨時動物保護所における傷病動物への応急的な獣医療
- (2) 獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 動物の死亡確認
- (4) 避難所及び臨時動物保護所において動物の飼養管理及び衛生管理の指導を行う動物ボランティアの配置並びに当該動物ボランティアに対する助言、指示等
- (5) 飼い主不明動物の固体識別
- (6) その他必要な業務

(協力の履行)

第6条 乙等は、甲から協力の要請があったときは、乙又は丙の行う診療等に支障のない範囲において、甲に協力するものとする。

(活動の終了及び報告)

第7条 乙等は、動物救護活動が極めて困難若しくは不可能と認める場合又は自然災害若しくは武力攻撃が終息した場合は、甲と協議して動物救護活動を終了することができる。

2 乙等は、動物救護活動を終了した場合は、動物救護活動を行った期間内の業務について、動物救護対策活動報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(医療費)

第8条 乙等は、傷病動物への応急的な獣医療が必要と認めた場合は、飼い主と協議して業務を開始するものとする。

2 前項の規定による獣医療の経費は、飼い主が負担するものとする。

3 乙又は丙が甲の要請に基づき飼い主不明動物に対して獣医療を行ったときは、当該獣医療に使用した医薬品等に係る実費弁償は、甲が行うものとする。

(平時の活動)

第9条 甲及び乙等は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 甲は、動物が適正に飼育され、飼い主とともに避難所で集団生活を営むことができるように、防災訓練等を通じて、動物の疾病予防、しつけ、固体識別等についての普及啓発活動を行うこと。
- (2) 乙等は、前号に規定する普及啓発活動に協力すること。
- (3) 乙等は、甲からの要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加すること。
- (4) その他必要な事項

(費用弁償)

第10条 乙又は丙が甲の要請に基づき動物救護活動を実施した場合に要した費用のうち、次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 動物救護活動に伴う派遣に係る経費
- (2) 防災訓練等における動物救護活動に伴う派遣に係る経費

2 前項第1号及び第2号に規定する経費の額は、甲と多摩市医師会との間で締結する「災害時の医療救護活動についての協定書」に準じて決定する額とする。

(災害賠償)

第11条 甲は、第5条に規定する業務に従事した乙又は丙の雇用する者（以下「従事者」という。）が、その者の責に帰することができない理由により死亡し、又は事故に遭ったときは、次に掲げる区分に応じてその損害を賠償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償の額の限度において損害賠償の責を免れる。

- (1) 自然災害の発生に伴い動物救護対策に従事した場合 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例による。
- (2) 武力攻撃の発生に伴い動物救護対策に従事した場合 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第43条及び第44条の規定による。

(細目)

第12条 この協定を円滑に実施するため、必要事項については協定細目を別に定める。

(協定期間及び更新)

第13条 この協定の有効期間は、平成26年11月1日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の3月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示のないときは、有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙等が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年11月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1  
多摩市  
代表者 多摩市長 阿部 裕行

乙 東京都港区南青山1丁目1番1号  
新青山ビル西館23階  
公益社団法人 東京都獣医師会  
会長 村中 志朗

丙 東京都日野市旭が丘6丁目9番地の2  
公益社団法人 東京都獣医師会  
南多摩支部  
支部長 渡邊 建

第1号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

殿

多摩市長

動物救護対策協力依頼書

災害時等の動物救護対策に関する協定書第3条の規定により、動物救護対策への協力について、下記のとおり依頼します。

記

理 由	
業 務 内 容	
日 時	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時
実 施 場 所	
そ の 他	

※連絡先 部 課 担当 電話

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

多摩市長 殿

(団体名)

(職名及び氏名)

動物救護対策活動報告書

災害時等の動物救護対策に関する協定書第7条第2項の規定により、動物救護対策の活動について、下記のとおり報告します。

記

活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活動場所	
活動内容	
その他	

※連絡先 氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_